

変容する欧州において形成されつつある ドイツの新しい対外政策伝統

グンター・ヘルマン
葛谷 彩 (訳)

(付記)

本稿は、2011年10月4日明治学院大学白金校舎2401教室で行われた2011年度第1回法学部学術講演会での講演原稿にヘルマン先生が改題し、加筆修正したものを、当日通訳を務めた葛谷が訳したものである。当日は添谷先生と先生が担当されている「政治思想史B」の受講者を中心に40名程度の学生が参加し、講演の後、学生からの質疑とヘルマン先生の応答が行われた。

・はじめに¹

ドイツの対外政策を分析する際、とりわけ海外のドイツ研究者はしばしば混乱を覚えるかもしれません。例えば明確に定義された国際政治上の目標の明白な欠如、軍事力の行使の抑制の明言、あるいは「リーダーシップ」を発揮する責任を担う際のこの上ない用心ぶりなどのいくつかの所見は、他の西欧諸国における（およびそれらの国々と比較した場合）予想と齟齬をきたしているように思われます。その際専門家がたいてい指摘するのが、次の二つの事実です。いわく、ドイツの対外政策はドイツの歴史を考慮しなければ理解できない、さらに冷戦後ドイツは巨大な変容を経験してきたのであり、したがって統一ドイツは「未だ」「自らの」新しい役割を見出していないのであると。

この二十年の統一ドイツの対外政策の展開を理解するため、私はそれを、EUの対外政策の枠組みの中で徐々に定着してきたある特定の「対外政策伝統」として捉えたいと思います。かかる視角はドイツの対外政策伝統の特殊性への有益な洞察を提供するのみならず、加盟国とEUの対外政策がどのように相互に作用しているかという問題に焦点を当てます。最初に対外政策伝統を定義します。次にかかる伝統を理解するのに役立つ概念的枠組を提示します。さらに冷戦期の「ボン共和国」（西ドイツ：訳者注）から現代の「ベルリン共和国」（統一ドイツ：訳者注）に至るまでのドイツの対外政策伝統の展開を詳述します。本稿の議論の主眼は、ドイツの対外政策が一貫して根本的に変容してきただけでなく（「(西ドイツとの：訳者注)連続性」というレトリックにもかわらず）、「再国民化」（1990年のドイツ統一の直後では最も忌わしむべきとされた用語の一つ）という用語がその重要な根本的動向をかなり巧く捉えているということです。

・ 対外政策伝統

「対外政策伝統」という概念を選択することにより、本稿は「対外政策理論」という分野における標準的な理論的アプローチとは一線を画します。「伝統」という概念は社会科学一般においても国際関係論に限っても、ほとんど明確な定義はないのですが、それにもかかわらず長期間に及ぶ（対外）政策の思考や行動における変化と連続の特殊なパターンを捉えるのに有益です。

本稿の目的に即して言えば、「伝統」はおそらく一連の集团的信条や対外政策実践として定義されるのがもっとも適切でしょう。それはある国の歴史的経験や野心を反映し、特定の環境の中での他の対外政策アクター（およびその伝統）との相互作用から生じるものです。明らかにこれは静態的現象の定義ではなく、むしろいかなる対外政策伝統も、変容する環境の下にある政治共同体が直面する特殊な状況に対応しようとする、ダイナミックな一連の集团的信条や行動なのです。

EUの加盟国の対外政策およびいわゆる「欧州対外政策」の文脈において対外政策伝統を分析する際、われわれが直面するのは対外政策アクターとしての古典的な国民国家のみならず、国際政治に組み込まれた超国家的制度です。じじつ、「ウェストファリア」的な意味での対外政策の慣行は、主として欧州の国民国家によって「創られてきた」のです。したがって、EUの加盟国の対外政策伝統はそれぞれの歴史や疑似国家的アクターによる対外政策の慣行に深く根ざしています。しかしながら、欧州統合のプロジェクトはかかる長い歴史を有する加盟国の対外政策の慣行を顕著なまでに変容させたのです。かかる変化は外交部局の制度的発展を見れば一目瞭然です。EU内で実践される対外政策のやり方に構造的に適応した結果、EU加盟国の外交官たちはEUレベルで相互に外交活動を行っており、それは同じEU加盟国の対外政策の実務家たちが中東諸国、中国およびロシアと外交を行う場とは根本的に異なるものであると見なされています。同時にEUが最近になって自前の外交部局、正式には「欧州対外行動庁」(EEAS)を設立したことは留意すべきです。したがって、EEASはEU域外に対する際は対外政策の古典的慣行のいくつかを手本としているものの、そうした慣行は多くの点で、もはやEU内におけるEU加盟国間の相互行動には適用されないのです。さらに、加盟国の対外政策伝統とEUのそれが一貫して相互に作用していることも付け加えなければなりません。国際関係論の理論から借用してきた用語を使うと、両者は「相互に構成し合っている (mutually constitutive)」と言えます。換言すれば、欧州統合によって特徴づけられる環境において実践されるドイツの対外政策を考慮することを抜きにして、グローバルな環境におけるそれを認識するのは誤りをもたらしかねないでしょう。したがって、ドイツの対外政策はその環境 (EUの対外政策を含む) と相互に影響を与えると同時に、他の対外政策アクターの実践自体にも影響を及ぼしています。

・対外政策伝統を分析する：概念的枠組

対外政策を形成する諸条件および要因のアウトラインを示すにあたって、私は三つの構造についての変数 (S1, S2, S3) と二つのアクターについての変数 (A1, A2) を区別します。具体的事例としてEUを用いて、これらの変数を説明します。次に統一前と後のドイツ (すなわち、「ボン共和国」と「ベルリン共和国」) の対外政策伝統の展開の幾つかの事例を見ていきます。第一の構造変数 (S1) は、国際政治についての (ネオ) リアリズム的アプローチにとってお馴染みのもので、国際システム全体における能力 (capabilities) の分布もしくはバランス・オブ・パワーと呼ばれるものです。この変数をEUに適用した場合、グローバルなレベルでの能力の分布がどのようにEUにおいて出現しつつある対外政策伝統に作用するのか、ことによると実際にその誕生を後押ししているのでしょうか。なるほど、EUは通常われわれが国民国家について連想するようないくつかの主要な特徴を欠いているがゆえに、ユニークなタイプの国際アクターです。しかし、それは統一的な国家タイプのアクター (たとえばいわゆる「大国 (great powers)」) のようには行動しないものの、影響力のあるアクターであり、たとえば「P5 + ドイツ」とイランの間の核問題についての協議の正式なメンバーとして認識されています。同様にバランス・オブ・パワーもEUの対外政策を形成すると言える構造的要因です。体系的な構造変数S1のもう一つの側面は、欧州が自らがかかなり安全でいられる好都合な国際システムに位置していることです。少なくとも古典的な、領土的な意味での脅威はEUにはまったく存在しません。しかしながら、グローバルなレベルで作用する構造は通常、たとえば米国、中国あるいはロシアのような大国の迅速かつ決然と行動する能力に有利に働くため、さらにこのような能力はそれらの大国同様にはEUが持ちえないため、これらの構造的要素もまた国際アクターとしてのEUに不利に働きます。

対外政策伝統を形成する要因として考慮する必要がある第二の変数は、対外政策アクターのおかれたより近接した環境です (S2)。アレクサンダー・ウェント (Alexander Wendt, 1999) は国家がおかれる可能性のある異なるタイプのアナーキーを表すものとして「アナーキーの文化」という用語を用いています。例えば、ある対外政策アクターは、中東地域のような (ほぼ) いつでも戦争が起こる可能性があると考えられるような古典的な「リアリスト」タイプもしくは「ホップズの」環境にいるかもしれません。そのような環境は、アクター間の戦争が実際に考えられないような、例えばEU諸国が置かれた「カント的」タイプの環境とは決定的に異なる行動へのインセンティブ (および制約) を課すでしょう。ある行動を可能にすると同時に他の行動の可能性をかなりの程度減じることによって、かくして支配的な「アナーキーの文化」は新たな対外政策伝統を決定的なまでに構造的に形成します。

第三の構造変数 (S3) は制度的構造に関するものであり、あるアクターの対外行動を形成する慣行と手続きの類を指します。例えばEUにおいて最も顕著な様相の一つは、一定の制度的手続きと慣行に基づくコンセンサス政治の強い要請です。しかしながら、欧州の対外政策形成における権力は多中心的でもあります。なるほどブリュッセルによる中央集権的な決定作成はより強力になりつつあるものの、いくつかの (EU加盟国もしくは非加盟国の) アクターはいまだにたとえばロンドン、パリもしくはベルリンの各国政府と協議するのがより重要であると信じていま

す。すなわち、EUの域内の構造、活動および決定の中心は、国際統合が一国の対外政策伝統に与える強い影響力を理解するために考慮しなければならない重要な様相です。

第一のアクター変数（A1）はある政治的共同体の集团的歴史的経験を重視します。それはさまざまな歴史的経験がある特定のアクターの対外政策伝統に決定的に影響するというを前提にしています。この点でEUは明らかに加盟国とは根本的に異なります。なぜなら加盟国の伝統は何世紀にもわたって存続しているのに対し、EUは明白に1950年代になって制度的に確立されたものだからです。それにもかかわらず、1970年代の欧州政治協力（EPC）の開始時と比較すれば、EUの明確な対外政策伝統が徐々に形成されつつあることは明らかです。

第二のアクター変数（A2）は対象となる対外政策アクターの野心に注目します。アクターの集团的アイデンティティ意識に基づけば（それは対外政策をめぐる言説から迎えますが）、その野心と目標に関して何を抽出することができるのでしょうか。このアクターは他のアクターと比べて（かつ関連づけて）どのような自画像を描いているのでしょうか。EUの場合、そのような野心の一つは、国家安全保障からトランスナショナルな安全保障概念への移行と呼べる安全保障についての特殊な理解であると私は考えます。第二の例はグローバル政治におけるより顕著な立場を求めるEUの欲求であり、これはとりわけフランス、英国やドイツがいかにして最近欧州内で自らをいわゆるEU3として位置付けているかを理解するのに重要であるかもしれません。

・ボン共和国の対外政策伝統

生まれつつある新しいドイツの対外政策伝統を分析する前に、私はまずボン共和国、すなわち通常1990年代初めの冷戦の終わりから1998年のボンからベルリンへの首都の移転（政庁所在地も含む）までの間に終わったとされるドイツ連邦共和国の歴史の一時期を振り返りたいと思います。ボン共和国の対外政策伝統は明白に二つの決定的な経験の結果として言い表すことができます。一つは、第二次世界大戦の壊滅的な経験の後、プロイセン的な権力国家の軍国主義的過去を克服かつ忘却する必要があったことです。このような権力政治志向の戦前の対外政策伝統はビスマルク、ヴィルヘルム2世やヒトラーによってさまざまな形で体现されてきたのですが、戦後のドイツ人によって手段としても（すなわち、特定の対外政策の目標を達成する観点からも）、道徳的にも完全な失敗として理解されました。かかる過去から自らを遠ざけることは戦後新たに登場したボン¹の対外政策伝統の形成に寄与する主要な要因でした。もうひとつの、かつ過去の重荷とかなり対照的であったのは、新しい共和国がその当初から欧州における平和的協力と統合のプロジェクトという概念と密接に結びついていた非常に有望な将来に順応し、かつこれを正しく認識する必要があったことです。これはドイツの国際社会への復帰に道を開き、新しい世代の外交官を新しい協調的慣行に習熟させ、かつ適応させました。かくしてボン共和国が新しい対外政策伝統を発展かつ育成するための魅力的なインセンティブを与えたのは自ら遠ざけた過去のだけでなく、欧州共同体における機会の構造（もしくは有望な将来）でした。

主要要素

西ドイツの対外政策に関する文献は、西ドイツの歴史の至る所で見出すことができ、かつこの特殊な対外政策伝統の文化的支柱と呼びうるいくつかの主要要素についての広範なコンセンサスを与えてくれます。おそらくかかる要素のうち最も根本的なものは、軍事力の行使についての明白な自制およびそれに伴う紛争の平和的解決の強調です。両者とも明らかに第一次世界大戦、とりわけ第二次世界大戦の経験に由来しています。かかる抑制を戦後（西）ドイツと日本の対外政策における共通の特徴であるとした米国の研究者トーマス・バーガー（Thomas Berger, 1998）にならって、「反軍国主義の文化」と呼ぶのがおそらくもっとも適切かもしれません。このことは決してドイツが冷戦の間一貫して平和主義的立場をとってきたということを意味しません。じつ第二次世界大戦後わずか10年のうちには再軍備プロセスが始動しました。しかしながら、ボン共和国の安全保障政策は冷戦の間一貫して防衛的立場と抑制的論理に集約されていました。それは「戦わずにすむために戦えるようにする」というドイツ連邦軍の長年の信条にもっともよく反映されています。

ドイツの伝統におけるもう一つのよく言及される要素は、多くのドイツの専門家から本能的な多国間主義と共通して呼ばれており、国際紛争に限らない多国間協議と協力への選好を示唆しています。もっとも、かかる選好は自国の目標の軽視を意味しないことは指摘しておかなければなりません。それどころか、ティモシー・ガートン・アッシュ（Timothy Garton Ash, 1994）の「粘り強い多国間主義」という概念が示唆するように、それはドイツの外交官が多国間の場で自国の目標を非常に低姿勢なやり方で追求してきたこと、すなわち、自国の目的を多国間調整によって実現させるために注目を集めるのではなく、静かにかつ断固として行動してきたことを主に示しています。多くの点でドイツ統一のまさにプロセス（かつその成功）自体が、ドイツの多国間主義志向がもつ本能的かつ粘り強い要素の集大成と見なせるかもしれません。反軍国主義と多国間主義という両方の主題に密接に結びつけられているのがドイツの自制の文化という概念であり、ドイツの対外政策エリートの国際的な場での振る舞いについて言及する際にしばしば用いられました。

EUにおいてとりわけ重要であるのはドイツのヨーロッパ化です。欧州プロジェクトの開始以来、ドイツは一貫してフランスやベネルックス諸国とともにその中核にあり続けました。ドイツの対外政策はかくして事実上の意味（すなわち、公式及び非公式協議において）のみならず、欧州の環境におけるドイツの対外政策の行動に関する規範的信条や公式声明についてもますます「ヨーロッパ的」になっていきました（Katzenstein, 1997）。とりわけ後者の様相はドイツの対外政策を形成する概念としてのみならず、戦後ドイツのアイデンティティにおけるより広範な主題として理解されるべきです。

ボン共和国の包括的なグラント・ストラテジーという観点から、ドイツの政治学者ヴェルナー・リンク（Werner Link, 1987）は「西側統合プラス東側との協力（Westbindung plus Ostverbindung）」

というフレーズを生み出しました。それは西側（西欧と米国）との統合と東側との協力を意味します。ドイツ語の“Bindung”（統合）と“Verbindung”（結びつき）を用いることによって、リンクは一方でNATOとEUの制度的枠組の中での西欧諸国や北米諸国との強力な統合についてドイツ人が思い浮かべる制度的な比重（当初は自明ではなかったのですが）を強調すると同時に、他方でソ連とその同盟国との協力のより一層弱いつながりが二国間協定、もしくは例えばCSCE（後のOSCE）のような、より一層ゆるやかな多国間条約による取り決めに限定されていたことを強調しようとしたのです。統合と協力はかくして冷戦期の西ドイツ対外政策の対西側と対東側との関係の非対称性を明白に表しています。

EUにとって、ドイツの対外政策とその新しい伝統は超国家的統合というプロジェクトそのものを成立させるのに重要でした。欧州の中心に位置すると同時に経済的に強力なプレーヤーとしてのドイツとそのフランスとの緊密な協力なくしては、欧州統合は達成不可能だったでしょう。西ドイツが当初古典的な権力という点ではどちらかと言えば弱かったという事実は、西ドイツが再び強国となる見込み（当時多くの西欧の同盟国によって広く懸念されていたのですが）が西ドイツを「封じこめる」インセンティブを与えなかったことを意味するものではありませんでした。その上、信頼の醸成と近隣諸国との新しい協調的な協定や慣行の構築という徐々に確立しつつあった西ドイツの対外政策志向は、ボン共和国の新しい対外政策伝統の追加的な特徴となりました。これに対して、西ドイツ自身にとって国際舞台での尊敬、承認および地位の回復は、自らの野心の実現を意味しました。ドイツが戦後まもない時期において被追放者として（もしくは今日で言うところの「ならず者国家」として）見なされていたことを思い出すなら、最終的に国際社会に受け入れられたことは並はずれた業績であり、大部分は後に「EU」として結実した欧州統合の追求へのドイツの意欲によって達成することができました。

西ドイツ対外政策を形成した諸条件と諸要因

西ドイツの対外政策伝統の起源とその主要要素を明らかにしてきましたが、ここではこの新しい外交政策伝統の成立を説明するのに役立つかもしれない諸条件や要因を浮き彫りにするために、上述した変数に戻りたいと思います。国際システムと力と能力の分布（S1）について言えば、ボン共和国が非常に困難な状況にあったのは明らかです。それは安全保障がその同盟諸国の支援によってしか与えられなかったがゆえに従属的でした。さらに、それは西ドイツによるいかなる独立した動きをも厳しく制限するいわゆる四大国（米国、ソ連、フランス、英国）の権限ゆえに行動を制約されていました。ボン共和国が行動する環境（S2）については、冷戦中ドイツの国土が将来の第三次世界大戦の主戦場となるであろうことは疑いもなく明白でした。さらに、冷戦後に初めて閲覧が可能となった文書によれば、もし欧州でそのような戦争が勃発した場合、多くの当事国が予想していたよりずっと早く戦争が核戦争の閾に到達したであろうことが明らかになりました。ボン共和国の対外政策伝統を形成したもう一つの環境的要因は、西欧の諸制度内でのその地位の着実な上昇とヨーロッパ化のプロセスです。対外政策という観点に止まることなくボン共和国を形成した制度的構造（S3）は、西欧的な自由民主主義国において実践された制度

や手続きです。明らかに欧州統合が進展するにつれ、ボン共和国の対外政策の各機構は西欧的慣行に適応しなければなりません。かかるプロセスは一国レベルと欧州レベルの制度的構造がまもなく相互依存化したため加速されていきました。

ドイツの場合における歴史的経験（A1）の特別な重要性については既に強調しました。プロイセンに由来する権力国家、第二次世界大戦の破壊およびホロコーストは、戦後西ドイツのユニークな対外政策伝統の形成に重要な役割を果たしました。その結果として、西ドイツ政府はまもなく二つの主要な国家としての野心（A2）を掲げるようになりました。一つは国際舞台における承認と同権・対等な地位の獲得を目指すことでした。これは歴代政権の政治的志向を問わず、一貫して40年に及ぶ西ドイツ対外政策の基軸であり続けました。しかしながら、ドイツ語の“Gleichberechtigung”（同権と対等な地位）は、各時代の政権によってさまざまに解釈されました。戦後間もない時期には、それはまず近隣諸国との対等な関係を意味し、たとえば1950年代初めのベルギーに対する対等な地位の回復は当時の西ドイツにとって主要な成果でした。その後「同権」の回復という国家的野心の内容は拡張していきました。例えばG 7（後のG 8）のメンバーであることがそうでした。もう一つの野心とは「平和と自由の中の統一」という理念であり、これはボン共和国の包括的な対外政策目的を一言で言い表すものでした。すなわち、西ドイツの国内政治構造を保持すると同時に平和の中での統一を実現することでした。

・ベルリン共和国の対外政策伝統の出現

1989年と90年に起きた出来事を顧みれば、わずか一年の間に西ドイツが新しいさらなる「同権」の回復と「平和と自由の中の統一」という二つの中心的な対外政策の野心を実現したことは明白になります。東西ドイツは地理的に統一され、それによって統一ドイツはより安全となり、さらに外部の支援に対してより依存的でなくなりました。したがって、統一ドイツが単なる西ドイツの拡大版にすぎないという考えは、統一直後にドイツの専門家の中で広く喧伝されていましたが、まさに初めから説得力を欠いているように思われました。統一と国際環境の変容は、統一ドイツにその対外政策の修正とその結果としての対外政策伝統の再編を迫る劇的な変化を意味しました。その結果何が生じるかは決して確定してはいたわけではありませんでした。経路依存性という概念は、既存の伝統という因習が既存の（かつ変化しつつある）制度的環境同様、将来の選択を規定するのだということを明言しています。しかしながら、頻繁に喧伝される次のようなお題目（政治家や研究者によってひとしく提唱されてきたのですが）は完全に直観に反するものでしょう。いわく、ドイツの対外政策は主として「連続性」によって形成され続けていくであろうというのは、驚くべきことでもありませんが、ドイツの対外政策の連続性というかかるシナリオとは全く対照的に、多くの海外の専門家はより多くの変化を予想し、時には自己主張するドイツの再来すら予想する者もいました。このような主張に沿った初期の最も著名な予想は、マーガレット・サッチャー元英首相によるものであり、彼女の将来のドイツ像（「第四帝国」）は戦前ドイツの権力国家的対外政策伝統というアナロジーによって主に形成されていました。

ベルリン共和国の対外政策伝統の新しい要素

西ドイツの対外政策のほぼすべての目的が達成されたことは新しいベルリン共和国に、これまでの対外政策再編プロセスにおいてほとんど見られなかった白紙状態をもたらしました。一方ではドイツの同盟国の多く（とりわけフランス）において、ドイツが国際政治とりわけ安全保障において彼らが好んできたのとほぼ同様な立場と実践を採用するだろうという期待がありました。同時にドイツが（威信と地位という点で）従来の低姿勢外交の役割に甘んじ、スポットライトは彼らに譲り続けるであろうという（非現実的な）希望が蔓延しているようでした。初期の試練は1991年の湾岸戦争によってもたらされました。湾岸戦争はドイツの安全保障政策における変化の触媒としてしばしば言及されています。というのは、のちのドイツの域外派兵と対照的に、当時のドイツははまだ派兵には慎重なものの、「小切手外交」によって同盟国に対して相当な埋め合わせを行っていたからです。他方でドイツの対外政策エリートの中には、直ちに派兵についての同盟国の期待に応えるのに意欲的な姿勢を見せたのみならず、外交における新しい行動の自由を拡張することを強く求める者がいました。かかる展開は新しい世代の政治指導者によって明らかに醸成されました。現代の論争においてなお、外部の期待と国家的野心の増長のいずれが統一後の対外政策におけるかかる変化をもたらしたかという問いが提起され続けていますが、その問題はおそらく再びプロセス及び相互構成的観点からもっともよく説明されるでしょう（Hellmann/Baumann, 2000）。

かくしてドイツの対外政策伝統における新しい変化は、おそらく現代の実践と立場をボン共和国の伝統と比較することによってもっとも分かりやすく説明できるでしょう。たとえば冷戦期の反軍国主義とは対照的に、ベルリン共和国は事実上意識的に自己主張する「普通の同盟国」になりつつあります。統一ドイツ政府はなるほど英米ほど多くの部隊をアフガニスタンに派兵しないかもしれませんが、ドイツ軍兵士は実際の戦闘に対して消極的もしくは戦わないように命じられているというドイツの同盟国によるステレオタイプは長らく持続していました。しかし、ドイツ軍兵士はヒンドクシュ（アフガニスタンの地名。ドイツ連邦軍の駐留地：訳者注）で殺し、かつ命を落としており、かくして現在のドイツの軍事力の行使がボン共和国からの徹底的な離脱を示していることは明白です。ボン共和国の代表的特徴として既に触れた本能的な多国間主義は、より自己主張的な志向へと決定的に転換しつつあるように思われます。このことは欧州債務危機と国連安全保障理事会の常任理事国入りという長年の野心におけるドイツの対外政策を見ることによって、最も上手く説明できるでしょう。ポンの「自製の文化」についてはさらに一層劇的な変化が見られます。例えば早くからゲアハルト・シュレーダー前首相はドイツの対外政策の野心を特徴づける新しいやり方を、「ミドルパワー（middle power）」もしくは「欧州の大国（big power in Europe, 独語ではgroße Macht in Europa）」の「自信と自己主張の高まり」を指摘することで喧伝しました（Schröder 1999: 394）。とりわけ後者は、シュレーダー前首相が既存の概念である「大国（great power）」にあたるドイツ語の言葉（Großmacht）の使用を避けたがゆえにかなり示唆的でした。1945年以前のドイツの権力国家的伝統への言及は余りにもあからさまであったでしょうし、かつベルリン共和国においてすらドイツの対外政策をめぐる言説では依然

として受け入れられないでしょう。しかし形容詞の“groß”(“great”または“big”)と名詞の“Macht”(“power”)を技術的に分離して組み合わせたことは、明らかにシュレーダー前首相の新しいドイツを現在の国連安保理常任理事国と「対等」に位置付けようとする意図の下でなされました。もっとも現在のアンゲラ・メルケル首相はシュレーダー前首相の自己増長的なレトリックを嫌悪してはいるものの、実質的には彼女も大国としてのドイツという彼のヴィジョンからそれほど離れているわけではありません。例えばギリシャ財政危機において、彼女は追加的財政支援の承認におけるドイツ連邦議会の決定的な役割を、「われわれぬきで、われわれの意に反する形で決定はなされえないし、なされないであろう」という言葉で強調しました(Merkel, 2011)。2011年のリビア問題についての国連安保理理事会でのドイツの棄権は、もう一つの興味深いケースです。というのはまさに「国益」についての古典的な権力政治的考慮ゆえにドイツ政府がEUとNATOの主要同盟国と袂を分かったその瞬間に、ギド・ヴェスターヴェレ外相がボン共和国の「自製の文化」を呼び起こしたからです(Hellmann 2011)。

これはサッチャー元英首相の「第四帝国」が近づきつつあるということの意味するものではありません。ドイツは今後もEUのヨーロッパという環境に深く組み込まれていくでしょう。しかしながら、ドイツの対外政策と欧州統合がこの20年の間にどのようにして相互に形成し合ってきたかについての研究もまた、ドイツの脱ヨーロッパ化もしくは再国民化という漸進的な動向を明らかにしています(Hellmann, 2006)。例えば、ドイツは最近EUにおける多数決原理を支持する根拠としての人口的要因をよりいっそう強調するようになっており、もっとも明らかなことに欧州債務危機においてフランスと共に(もしくは時にはフランスに先駆けて)主導権を要求しています。超国家的な決定作成プロセスよりも政府間主義によるそれを強調するような制度的解決へのますますあからさまな選好は、ドイツの影響力の極大化(そして、その結果としての、いわばドイツのヨーロッパ化されたアイデンティティの再国民化)というかかる誘惑をさらに推し進めるだけでしょう。ある意味ベルリンによるかかる復権行為の結果として、多くの欧州のパートナー国はリスボン条約により正式に設立された「ポスト連邦的」EUと呼べる事態に本気で対処するように思われます。超国家主義がEUとドイツのヴィジョンとしての指針から消えるにつれ、EUの主要加盟国もまた、例えば英国、フランス、ドイツの三大加盟国間の政府間主義的調整のような新しいタイプのリーダーシップ構造を追求しつつあります。

再編されたドイツの対外政策伝統

上述した分析枠組みを使ってかかる変化を再検討することもできます。勢力均衡について(S1)、冷戦の「終焉」もまた、ベルリン共和国がドイツの歴史家ハンス＝ペーター・シュヴァルツ(Hans-Peter Schwarz, 1994)が欧州の「中核大国(central power)」とよんだところの、すなわち欧州の中心に位置し、友好国に囲まれ、その西欧や東欧のパートナー国の運命に影響を及ぼすあらゆる決定作成過程において影響力をもつ強大なアクターになったという結果をもたらしました。今日もはや問題になっているのはドイツの安全保障や生存ではなく、欧州及びますますグローバル化する世界において経済的に競争力があり、政治的に自己主張する役割を追求する

という野心です。同時にドイツが活動する環境（S2）は、国民国家としてのドイツの歴史上かつて経験したことの無い程度の安全と平和に恵まれています。欧州はポスト連邦への道を歩んでいます。結果としてドイツの国力は前世紀の半ば以降最も強大になりました。

制度的構造（S3）については、制度的かつ心理的な再国民化の動向の加速が明白です。制度的再国民化とは、以前は欧州のレベルに配分されていた諸権限が一国レベルのプロセスに再配分される傾向を指します。心理的再国民化は、「欧州の利益」と「国益」の間の相違が強調され、かつ後者に傾斜するような心的態度として理解することができます。両者ともボン共和国の対外政策伝統からの明白な転換を意味します（Hellmann, 2011）。

今日のベルリン共和国がなお依拠しているかもしれないところの関連する歴史的経験（A1）と見なせるものは状況に応じて書き換えられてきましたし、今もなお書き換えられ続けています。ボン共和国の大いなる成功があからさまに否定されえない一方で、それはますます「異常な」過去に追いやられつつあります。現在の新しい正常は、ボンが経験が方向性を与えないように思われるドイツの「リーダーシップ」を求めています。「自制の文化」は、例えば欧州債務危機において明らかなように、現在のドイツのパートナー国が求めているものとは正反対です。したがって仮にそれが呼び起こされても（リビア問題におけるヴェスターヴェレ外相の場合のように）、それは古典的な権力政治を覆い隠すための薄いヴェールを与えるにすぎないのです。かくして、ドイツはEUのヨーロッパの現代版の権力政治を再学習してきたのです（さらにますますそれが巧みになっています）。第二のアクターについての変数の国家としての野心（A2）は、状況に応じてEU内の新しいリーダーシップの役割をますます受容し、かつ適応する方向へと向かっています。驚くべきことにそのような役割を担うよう求める明白な声は、伝統的に何よりもドイツの力を恐れてきたパートナー国からですら挙がっています（Sikorski, 2011）。結果としてドイツはゆっくりとではあるものの、確実にその野心を再修正しているのです。国連の文脈では、「対等」はいまだに英国やフランスと「対等」な立場になることに翻訳されます。しかしながらEUの文脈では、両国は既に従属的な地位に格下げされています。もちろんこれは余りにもあからさまに見せてはなりません。というのはドイツには反ドイツ対抗同盟の出現についての伝統的な恐怖心がいまだに存在しているからです。しかしトーマス・マンが恐れ、ドイツのエリートたちが統一直後に回避しようと努めた「ドイツのヨーロッパ」というメタファーは、ヴィリー・ブランド、ヘルムート・シュミットやヘルムート・コールの世代がかつて思い描いていた「ヨーロッパのドイツ」より確かに統一後の現状を表すのにより説得力のある表現となっています。

・結論

ドイツの対外政策伝統の発展についてのこれまでの議論により、決定的な変化が実際に生じたことが明らかになりました。一国（ドイツ）の対外政策と欧州の対外政策（すなわち他のEU加盟国やEU自体のそれ）はひき続き相互に形成しあっています。しかし対外政策を形成するドイ

ツの力は顕著なまでに増大しました。逆にドイツのEUのパートナー国やEU自体の対外政策の、ドイツにおけるプロセスや決定に対する影響力は後退しつつあります。しかしいずれの変化も、ドイツの「リーダーシップ」の成功が有志の賛同者を組織するドイツ外交の技術に依拠し続けている状況を変えたわけではありません。したがって、控えめな態度と本能的・「粘り強い」多国間主義の組み合わせは、いまだなおベルリン共和国の対外政策伝統の形成に有益な指針であるかもしれないボン共和国の古き時代から受け継がれた道具の、それほど無理な組み合わせではないかもしれません。

・参考文献

- Berger, Thomas U. (1998): *Cultures of Antimilitarism. National Security in Germany and Japan*, Baltimore, MD: The Johns Hopkins University Press.
- Garton Ash, Timothy (1994): Germany's Choice, in: *Foreign Affairs* 73(4).
- Hellmann, Gunther (Ed.) (2006): *De-Europeanization by Default. Germany's EU-Policy in Defence and Asylum*, Houndmills, Basingstoke: Palgrave MacMillan.
- Hellmann, Gunther (2011): Berlin, Great Power Politics and Libya, commentary at *American Institute for Contemporary German Studies*, Johns Hopkins University, available online: <http://www.aicgs.org/issue/berlin-great-power-politics-and-libya/>.
- Hellmann, Gunther and Rainer Baumann (2000): Germany and the Use of Military Force: 'Total War', the 'Culture of Restraint', and the Quest for Normality, in: *German Politics* 10(1).
- Katzenstein, Peter (Ed.) (1997): *Tamed Power. Germany in Europe*, Ithaca: Cornell University Press.
- Link, Werner (1987): Außen- und Deutschlandpolitik in der Ära Brandt 1969-1974, in: Karl D. Bracher, Wolfgang Jäger, and Werner Link (eds), *Republik im Wandel 1969-1974. Die Ära Brandt*, Mannheim and Stuttgart: DVA.
- Merkel, Angela (2011): *Regierungserklärung im Zusammenhang des Tagesordnungspunktes "Währungsunion-Finanzstabilitätsgesetz"*, Deutscher Bundestag, Plenarprotokolle 17/39, 5.5.2010, 3721D-3727B.
- Schröder, Gerhard (1999): Eine Außenpolitik des "Dritten Weges"?, in: *Gewerkschaftliche Monatshefte* 50 (7-8).
- Schwarz, Hans-Peter (1994): *Die Zentralmacht Europas. Deutschlands Rückkehr auf die Weltbühne*, Berlin: Siedler.
- Sikorski, Radoslaw (2011): "I fear German power less than German inaction", lecture at *German Council on Foreign Relations*, available online: <https://dgap.org/en/node/20055>.
- Wendt, Alexander (1990): *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.

1 本稿は2010年2月に神戸大学で開催されたEUインスティテュート関西のワークショップ「加盟国の外交政策とEUの外交政策—フランス、ドイツ、イギリスの事例」と2011年10月に明治学院大学で開催された法学部学術講演会での講演を下敷きにしたものである。筆者に発表の場を与えてくれた増島建教授（神戸大学）と葛谷彩専任講師（明治学院大学）ならびにコメントを頂いた両セミナーの参加者各位に謝意を表したい。さらに本稿を完成させるにあたってリサーチを手伝ってくれたセバステイアン・ニーケ氏にも感謝の意を表したい。